

国家試験に係る新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

〔基本的な考え方〕

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の国家試験は、福祉施設や病院等の職員や、福祉施設や病院等を実習先としている学生等が受験する国家試験であることを踏まえ、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するための防止対策を講じて試験を実施します。なお、新たな政府方針、ガイドラインが示された場合等、環境の変化に応じて、必要な見直しを行います。

〔受験できない方〕

- ・感染防止の観点から、次の方は受験できません。
 - ①新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院または宿泊療養等の解除が認められていない方
 - ②濃厚接触者に該当し、健康観察や外出自粛等を求められている方
 - ③海外から入国し、検疫所が指定した施設または自宅等での待機の解除が認められていない方
 - ④日本の入国制限により試験会場に行くことができず、受験を断念した方
 - ⑤試験当日、発熱(37.5度以上)や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある方

〔試験当日の主な対応等〕

① 身体的な距離の確保

- ・各試験室の受験者の人数を収容定員の半分以上とし、座席間隔は、おおむね1メートルを確保します。1メートル程度の間隔を確保できない場合は、可能な限り距離を離して、換気を十分に行う等の対応を行います。なお、試験会場で使用条件が定められている場合は、それに従います。

② 感染防止及び衛生管理

- ・試験会場では、受験者及び試験関係者全員に「マスク着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）」（以下「マスク着用」という。）を義務付けます。受験者がマスクを所持していない場合は、マスクを配付します。
- ・試験会場入口で非接触型体温計又は体温測定器等を活用し、検温を行います。
- ・試験会場入口及び試験室入口にアルコール消毒液を設置し、手指消毒を義務付けます。トイレには、手洗い等を促す表示物を掲示します。
- ・換気のため、試験開始前及び昼食時にできるだけすべての窓を最低10分以上開放します。窓がない場合は出入口を開放する又は備え付けの換気扇を利用する等により対応します。
- ・試験前に机や椅子等の拭き取り消毒を行います。2日間試験が実施される場合は、1日目の試験終了後に拭き取り消毒を行います。

③ 試験関係者の対応

- ・試験開始前に非接触型体温計又は体温測定器等を活用し、検温を行います。
- ・試験監督員等は、マスク着用に加え、フェイスシールドを着用します。必要に応じてゴム手袋を着用します。
- ・発熱(37.5度以上)や体調不良の試験監督員等は交代し、帰宅させます。
- ・発熱(37.5度以上)や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある受験者の対応に備え、看護師を配置します。

④ 試験会場への入退場

- ・密集を回避するため、開場時間を早めるとともに、分散して退場できるよう工夫を行います。

⑤ 付添人控室の設置

- ・障害等のある配慮受験者への付き添いに限り、受験者と同等の感染防止対策を講じることを条件に入場を認めます。ただし、試験中は、付添人控室で待機となります。

[\(参考\)新型コロナウイルス感染症に関する試験運営の対応方針\(全文掲載\)](#)